

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年六月十七日  
第二千三百二十一号  
火曜日

## 目次

- ◇規則 鳥取県中小企業振興対策審議会規程
- ◇告示 種付手数料及び精液の譲渡手数料の額指定
- ◇人事委員會規則 職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則
- ◇教育委員會規則 鳥取県教育課程審議会規程の一部改正
- ◇教育委員會告示 昭和二十八年使用教科書展示会

## 規則

鳥取県中小企業振興対策審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年六月十七日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県規則第四十二号

鳥取県中小企業振興対策審議会規程

(設置の目的)

第一條 本県中小企業の堅実な振興について必要な事項を調査審議するため、鳥取県中小企業振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ答申するのほか次の事項につき審議し、又は意見を具申する。

- 一 企業振興方策の総合的企画立案に関する事。
- 二 生産技術の向上に関する事。
- 三 経営の刷新合理化に関する事。
- 四 金融の円滑化に関する事。
- 五 電力の確保に関する事。

- 六 販路の拡張開拓に關すること。
- 七 その他目的を達成するに必要な事項。

(組織)

第三條 審議會は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四條 委員は、各種關係団体の役員、学識経験者、その他適当と認めるものうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五條 審議會に会長一人、及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その、職務を代理する。

(専門委員)

第六條 審議會に専門の事項を調査するため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、その他適当と認める者のうちから審議會の推薦に基いて、知事が任命又は委嘱する。

(会議)

第七條 審議會の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議會は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議會の議事は、出席委員の過半数によりこれを決定する。

4 会長が必要と認めた場合は、専門委員を会議に出席させ調査した事項につき説明を求めることができる。

(部会)

第八條 審議會に専門的事項、又は地域の事項を分掌させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから

互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議會に報告する。

(幹事)

第九條 審議會に幹事長一人、及び幹事若干人を置き、關係官公吏、關係諸団体のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 幹事長は事務の統轄に任ずる。幹事は事務の処理に従事する。

(事務の処理)

第十條 審議會の事務は、經濟部商工課で処理する。

(雜則)

第十一條 二の規則に定めるものの外審議會の運営に關し必要な事項は、審議會で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百九号

果有種畜種付及び精液の讓渡手数料條例(昭和二十五年八月鳥取果條例第四十八号)第二條及び第二條の二の規定により種付手数料及び精液の讓渡手数料の額を次のように定める。

昭和二十七年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、種付手数料の額

(一) 和牛四箇月間四回まで 七〇〇円

(二) 乳牛 同 八〇〇円

(三) 豚二箇月間四回まで 一、〇〇〇円

(四) 綿羊、山羊二箇月間三回まで 五〇〇円

二、精液の讓渡手数料の額

(一) 乳牛一回注入分につき 一五〇円

### 人事委員會規則

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

#### 鳥取県人事委員会規則第五号

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則

職員団体の登録に関する條例(昭和二十六年二月鳥取県條例第七号)第五條第二項の規定に基き、この規則を定める。

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、職員団体の登録の取消に関する口頭審理の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(審理担当者)

第二條 人事委員会は、必要があると認めるときは、人

事委員會の委員又は事務局長その他の事務職員のうちから、その審理を担当する者(以下「審理担当者」という。)を指名することができる。

(口頭審理の通知)

第三條 人事委員会は、口頭審理を行う場合には、その理由、日時及び場所を、書面で五日前までに審理を受ける職員団体(以下「職員団体」という。)に通知しなければならない。

(代理人)

第四條 職員団体は、必要があるときは、二人以内の代理人を選任することができる。

2 前項の規定により代理人を選任したときは、口頭審理を行う日の前日までに様式第一号によつて、人事委員会に届けいでなければならない。

(事案の調査)

第五條 人事委員会は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者を喚問し、関係書類若しくはその写の提出を求め、その他事実の調査を行うものとする。

(証人)

第六條 職員団体は人事委員会の承認を得て証人を出席させることができる。

2 前項の規定により承認を得ようとするときは、口頭審理を行う日の前日までに、様式第二号によつて、人事委員会に申請しなければならない。

(口頭審理)

第七條 口頭審理は、職員団体の代表者の出席のもとで行う。

2 職員団体の代表者がやむを得ない事由によつて指定された日時に出席できないときは、口頭審理を行う日の前日までに、様式第三号によつて人事委員会に、その日時の変更を申請することができる。人事委員会は、その申請が正当な理由に基くものと認めるときは、新たな日時を指定しなければならない。

(公開口頭審理)

第八條 口頭審理は、職員団体から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

2 前項の請求は、口頭審理を行う日の前日までに、様式第四号によつて人事委員会に申しでなければならない。

(口頭審理の秩序維持)

第九條 人事委員会は、審理の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者を退場させ、または当日の審理を打切ることができる。

(調書の作成及び閲覧)

第十條 審理を終了したときは、審理担当者は、左の事項を記載した調書を作成し、署名押印しなければならない。

- 一 事案の表示
- 二 口頭審理の日時及び場所、
- 三 審理担当者の職名及び氏名
- 四 職員団体の名称及びその代表者の氏名
- 五 出席した職員団体の代表者及びその代理人の氏名
- 六 出席した証人の氏名
- 七 審理の要旨

八 前各号に掲げるものの外、口頭審理の経過に関する重要な事項

2 前項の調査は、職員団体の代表者から請求があつた場合は、閲覧させなければならない。

(判定)

第十一條 人事委員会は、前條の規定による調査に基づいて、すみやかに判定を行い、これを書面に作成しなければならぬ。

2 前項の書面(以下「判定書」という。)には、左に掲げる事項を記載し、人事委員会委員全員が署名押印しなければならぬ。

一 判定

二 理由

三 判定の年月日

(判定の通知)

第十二條 人事委員会は、判定書の写を職員団体に送達すると共に、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならない。

(審理の費用)

第十三條 左にかかせる審理の費用は、人事委員会が負担する。

一 人事委員会が職権で喚問した証人の日当、旅費及び宿泊料

二 人事委員会が職権で行つた事案の調査に関する費用

(審理の打切)

第十四條 審理の係属中職員団体が人事委員会の適切な是正措置の求めに応じたとき又は職員団体が解散しその審理を継続する必要がなくなつたときは、人事委員会は審理を打切るものとする。

(雜則)

第十五條 この規則に定めるものを除く外、審理の手續に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号 代理人選任届

昭和 年 月 日

職員団体名 代表者 氏 名 ㊦

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日 附通知の職員団体の登録の取消の口頭審理に關し、次のように代理人を選任します。

代理人の氏名	住 所	職 業

様式第二号 証人申請書

昭和 年 月 日

職員団体名 代表者 氏 名 ㊦

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日の職員団体の登録の取消の口頭審理に關し、次のように証人を出席させたいので承認願います。

証人の氏名	住 所	職 業	証言内容

様式第三号 (公開)口頭審理の日時変更申請書

昭和 年 月 日

職員団体名 代表者 氏 名 ㊦

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日 附指定の職員団体の登録の取消の(公開)口頭審理の日時を左記の理由により変更したので申請します。

記

理由

00631

様式第四号

公開口頭審理申出書

昭和 年 月 日

職員団体名

代表者 氏

名 ⑩

鳥取県人事委員会委員長殿

昭和 年 月 日の職員団体の登録の取消の口頭審理は

公開されるよう申しいでます。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県教育課程審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年六月十七日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

鳥取県教育課程審議会規程の一部を改正す

る規則

鳥取県教育課程審議会規程(昭和二十五年八月鳥取県教

育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條を次のように改める。

(会長及び副会長)

第五條 審議会に委員の互選による会長及び副会長各一

人を置く。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその

職務を代理する。

(幹事)

第六條 審議会に幹事若干人を置き教育委員会事務局職員の中から教育委員会が任命する。

2 幹事は審議会の会務を処理する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和二十八年年度使用教科書展示会を次のとおり開催する。

00632

昭和二十七年六月十七日

鳥取県教育委員会

一、開催の日時

昭和二十七年七月五日から同年七月十一日まで

毎日午前八時三十分から午後四時三十分まで

二、会場

教科書の種類 会場所在地 会場

小学校用	鳥取市吉方町	日進小学校
	岩美郡浦富町	浦富
	八頭郡那家町	育英
	丹比村	丹比
	用瀬町	用瀬
	気高郡湖山村	湖山
	浜村町	浜村
	東伯郡倉吉町	明倫
	上井町	日下
	八橋町	八橋

中学校用

鳥取市東町	米子市東町	明道
八頭郡那家町	西伯郡所子村	所子
用瀬町	手間村	手間
気高郡湖山村	上道村	境
浜村町	日野郡根雨町	根雨
東伯郡倉吉町	日野上村	日野上
由良町		北 中学校
米子市中町		中央
西伯郡所子村		三角
日野郡根雨町		湖東
日野上村		浜村
		東
		緑丘
		米子第二
		所子小学校
		根雨中学校
		日野上
鳥取市東町		鳥取西高等学校
東伯郡倉吉町		倉吉
米子市錦町		米子西